

# 議 事 録

## 第 29 回 定 例 総 会

令和4年12月8日

## 太田市農業委員会第29回定例総会議事録

開会日時 令和4年12月8日(木) 午後2時  
 閉会日時 令和4年12月8日(木) 午後2時51分  
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (19人)

1 小林 良孝	2 石原 康男	3 牛久保 榮治	4 永井 幸二
5 木村 克巳	6 長島 佳男	7 齋藤 森雄	8 中村 博正
9 佐野 順一	10 新井 章夫	11 小島 秀一	12 齋藤 道明
13 新井 整	14 山田 清作	15 飯塚 茂夫	16 片亀 昌子
17 中島 沙織	18 清水 由紀江	19 青木 紀美子	

欠席委員  
(0人)

出席職員 (7人)

塚越局長 大木次長 小此木次長補佐 西野目係長  
 大澤主任 青木主任 松井主任

会議に付した事項

議案第1号	農地法関係許可取消願について	(会長)
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	(会長)
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	(会長)
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について	(会長)
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について	(会長)
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見について	(会長)

報告事項

報告第1号	太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

協議事項 令和4年度太田市優良農業者表彰候補者及び太田市農業後継者報奨候補者の推薦について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第29回農業委員会定例総会を開会いたします。

### 3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員19名、欠席の委員はございません。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。  
お諮りいたします。  
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

### 4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。  
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 それでは、19番 青木紀美子委員 と 2番 石原康男委員 のお二人をお願いいたします。  
また、書記につきましては事務局の松井主任を指名いたします。  
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 訂正はございません。

### 5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は1件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 新田市野井町の土地について、イングリッシュガーデン用地として許可を受けたが、地目変更を行っておらず、賃貸借の終了により農地へ復元された土地を第三者へ売却するため、当該許可を取り消すものです。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員 議案第1号1番の関係であります。当地区協議会で現地確認、調査書に基づき調査した結果は、現地を確認したところ農地のため、特に問題もなく、取消相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願います。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は8件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局

提出件数8件について、朗読し詳細に説明する。

1番 牛沢町の土地 田 219 m<sup>2</sup> 外 21 筆 計 8,551 m<sup>2</sup>、営農型太陽光発電設備を運営し、太田地域の農業振興に寄与したい。

2番 牛沢町の土地 田 135 m<sup>2</sup>、営農型太陽光発電設備を運営し、太田地域の農業振興に寄与したい。

3番 牛沢町の土地 田 383 m<sup>2</sup>、営農型太陽光発電設備を運営し、太田地域の農業振興に寄与したい。

4番 由良町の土地 畑 425 m<sup>2</sup>、申請地を取得し、経営規模を拡大したい。

5番 由良町の土地 畑 226 m<sup>2</sup>、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

6番 新田下江田町の土地 畑 991 m<sup>2</sup>、農地を譲受け農業規模を拡大したい。

7番 新田赤堀町の土地 田 969 m<sup>2</sup> 外 14 筆 計 27,555 m<sup>2</sup>、事業拡大の一環として申請地を取得し、農業の衰退に歯止めをかけたい。

8番 大原町の土地 畑 764 m<sup>2</sup> 外 1 筆 計 841 m<sup>2</sup>、引き続き営農型太陽光発電施設を設置し、生計の安定を図りたい。

4番から7番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

1番から3番、8番の営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権設定につきましては、農地法第3条第2項ただし書きに該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

なお、番号1番から3番及び8番の区分地上権の設定については、権利が設定される農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされており。

営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することになっておりますので、説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するものいたします。

それでは、番号4番から5番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 2番委員

農地法第3条の規定による許可申請の番号4番、5番について、第1地区より報告します。

番号4番の譲受人は、申請地を取得して規模拡大を図るものです。現地を確認したところ、畑として管理されており、また、必要とする農機具等を所有している認定農業者です。

番号5番の譲渡人は神奈川県に在住しており、相続した畑の管理をすることができないため、本家に贈与するものです。現地を確認したところ、畑として管理されており、必要とするトラクター等の農機具を所有しておりました。

よって、番号4番、5番とも農地法第3条第2項各号に該当しないため問題ないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願います。

議 長

ただいま、第1地区協議会より番号4番から5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員  
議 長

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号4番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号4番から5番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続きまして、番号6番から7番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 9番委員

6番、7番について、まず6番は、現地確認したところ、譲受人の畑は耕作され、ハウレンソウを作っていて、申請地がその間に挟まれているということなので、続けて耕作するというので、協議会としては問題ないと判断いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願います。

7番についてですが、ここの田んぼは放棄地が多く、手をつけられない状態でしたが、何とか田んぼをまとめて耕作する人を見つけ、譲受人に譲りたいと希望したもので、現地確認して、協議会といたし

ましては、まず初めの一步ということで、これからも周辺で申請が出てくると思いますが、許可相当といたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号6番から7番について報告があり  
委員 ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。  
議 長 なし。  
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号6番から7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号6番から7番を許可とすることに決定  
いたします。
- 議 長 続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長  
宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は7件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数7件について、朗読し詳細に説明する。

1番 高林北町の土地 146 m<sup>2</sup>、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。  
貸露天駐車場用地として転用するものです。

2番 高林北町の土地 1,554 の内0.285 m<sup>2</sup>、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。  
営農型太陽光発電所用地として一時転用するものです。

3番 新田中江田町の土地 435 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は

原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

4番 新田市野倉町の土地 976 の内 5.062 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備設置用地として一時転用するものです。

5番 新田嘉祢町の土地 229 m<sup>2</sup>、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

6番 大原町の土地 662 の内 0.13 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

7番 大原町の土地 611 の内 0.11 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いいたします。番号1番から2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17番委員

番号1番から2番について、私から報告させていただきます。  
こちらの土地は、番号1番が地域の集会所の駐車場になっていたところで、農地の転用の許可が出ないで使用されていたため、始末書を提出した上での転用となります。  
番号2番ですが、こちらは営農型太陽光の継続の更新となります。栽培作物はカキです。  
現地を確認したところ、周辺農地への影響もなく特に問題ないと決定

いたしました。

再度ご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から2番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番から2番を許可とすることにいたします。

議 長 続いて、番号3番から5番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

19番委員 3番から5番についてですが、3番のほうをお答えします。

3番は、現地確認したところ、南側が許可を取っていないということで、是正したい旨、始末書も添付していますので、協議会としては問題ないと判断いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

7番委員 議案第3号第4条の関係でございますが、番号4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、営農型太陽光発電設備設置用地としての一時転用の更新です。過去3年間の下部農地の営農状態は問題なく、今後も営農の適切な継続が見込まれることから、許可相当と意見決定しました。なお、作付の作物はミカンです。

再度ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

5番委員 続きまして、番号5番について報告いたします。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、調査をしたところ、許可を得ずに農家住宅の敷地の一部として使用していたことが判明したため、始末書を添付し、是正するものであり、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第5地区協議会より番号3番から5番について報告があり

ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

4 番委員 4番の申請人の住所は、安中と書いてあるんですけども、安中からここまで管理をしに来ているんですか。賛成ですけども、参考までに。

事務局 そうです。安中からこちらの新田の圃場まで来ております。

4 番委員 すごいですね。わかりました。

議長 それでは、審議を求めます。採決いたします。

番号3番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号3番から5番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号6番から7番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

13番委員 議案第3号6番、7番について、これは更新ということです。

申請人は、引き続き営農型太陽光発電を行うものであり、半陰性のエダマメも作付良好で、時期によっては作物がきれいにできて、非常に創意工夫を凝らして、しっかりした経営状況です。何ら問題ないということで、許可相当と意見決定しました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号6番から7番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号6番から7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号6番から7番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は5件です。

事務局より提案をお願いします。

事務局 提出件数5件について、朗読し詳細に説明する。

1番 高林北町の土地について、通作路として許可を得ましたが、住宅用地として隣接農地と一体で売却するため、当該権利を承継するものです。

2番 矢場町の土地について、一般住宅用地として許可を得ましたが、一身上の都合により建築を中止することとなったため、当該許可を承継するものです。

3番 新田大根町の土地について、一般住宅用地として許可を得ましたが、金銭的理由により計画が頓挫したため、当該権利を承継するものです。

4番 新田花香塚町の土地について、隣接地を陶芸品の作業所兼店舗用地として取得し、その駐車場用地として許可を得ましたが、交通事故の後遺症により満足に事業が行えなくなったため、当該権利を承継するものです。

5番 新田花香塚町の土地について、陶芸品の作業所兼店舗用地として許可を得ましたが、交通事故の後遺症により満足に事業が行えなくなったため、当該権利を承継するものです。

以上5件、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果の報告をお願いいたします。

17番委員 番号1番について、変更前は通路用地、変更後は一般住宅用地としての申請となります。当初の許可日が平成28年9月9日です。周辺農地を確認したところ特に問題なく、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、お願いいたします。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号2番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 3 番委員 第2地区から報告いたします。  
一般住宅用地として許可を得ましたが、このたび一身上の都合により建築を中止することとなったため、当該許可を承継したいということでございます。承継を受ける申請者は、借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいということでございます。  
どうぞよろしくお願いたします。
- 議長 ただいま、第2地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号2番を承認とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号3番から5番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 5 番委員 番号3番から5番についてお願いします。当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地を確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題はないので、承認相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。
- 議長 ただいま、第5地区協議会より番号3番から5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。

- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号3番から5番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号3番から5番を承認とすることに決定  
いたします。
- 議 長 続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛て  
にあったので、審議を求めます。  
提出件数は33件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数33件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 牛沢町の土地 219の内0.02㎡ 外20筆 計8,480の内9.56  
㎡、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の  
区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、  
以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略  
させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一  
時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場  
合は問題ないと考えます。  
営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。
- 2番 牛沢町の土地 135の内0.06㎡、農地区分 農用地区域内農地、  
農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される  
場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えま  
す。  
営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。
- 3番 牛沢町の土地 383の内0.21㎡、農地区分 農用地区域内農地、  
農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される  
場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えま  
す。  
営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。
- 4番 細谷町の土地 1,523㎡、農地区分は、「宅地化に達している区  
域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二  
種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となる  
ものについては、説明を省略させていただきます。  
太陽光発電所設置用地として転用するものです。

5番 高林北町の土地 495 m<sup>2</sup> 外2筆 計 654 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 高林北町の土地 134 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、農家住宅用地として敷地拡張するものです。

7番 安良岡町の土地 24 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、通路用地として転用するものです。

8番 安良岡町の土地 202 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

9番 東金井町の土地 289 m<sup>2</sup> 外1筆 計 406 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 東金井町の土地 4,523 m<sup>2</sup> 外3筆 計8,212 m<sup>2</sup>、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

モータープール用地として転用するものです。

11番 矢場新町の土地 539 m<sup>2</sup> 外1筆 計 991 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電パネル設置用地として転用するものです。

12番 上小林町の土地 508 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

13番 上小林町の土地 377 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

14番 矢場町の土地 388 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15番 矢場町の土地 5,388 m<sup>2</sup> 外2筆 計 7,359 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

16番 吉沢町の土地 606 m<sup>2</sup> 外3筆 計 4,096 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

17番 吉沢町の土地 1,505 m<sup>2</sup> 外12筆 計 11,290 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、倉庫用地として転用するものです。

18番 成塚町の土地 343 m<sup>2</sup>、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には東武桐生線治良門橋駅から300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

19 番 岩松町の土地 495 m<sup>2</sup> 外2筆 計1,485 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

20 番 新田木崎町の土地 313 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

21 番 新田木崎町の土地 452 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

22 番 新田木崎町の土地 544 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

23 番 新田中江田町の土地 598 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

24 番 新田赤堀町の土地 179 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

25 番 新田村田町の土地 406 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

26 番 新田市野井町の土地 448 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用

地として転用するものです。

27 番 新田大根町の土地 310 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

28 番 新田花香塚町の土地 287 m<sup>2</sup> 外 2 筆 計 581 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天中古車置場用地として転用するものです。

29 番 新田大町の土地 500 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

30 番 新田金井町の土地 500 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

31 番 藪塚町の土地 765 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

事務所及び資材置場用地として転用するものです。

32 番 藪塚町の土地 1,183 の内 966 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

資材置場用地として転用するものです。

33 番 大原町の土地 764 の内 0.12 m<sup>2</sup> 外 1 筆 計 841 の内 0.13 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番から6番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号1番から3番につきましては、議案第2号番号1番から3番の農地法第3条の区分地上権についても併せて報告願います。

17番委員 番号1番から6番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果の報告をいたします。

番号1番から3番については、営農型太陽光の一時転用であり、譲受人が同一なので、一括して報告させていただきます。

こちらは先ほど議長からもお話があったように、議案第2号農地法第3条の1番から3番、営農型太陽光としての申請も出ており、こちらの面積は9,000㎡ほどあります。こちらの議案第5号5条での申請地は、太陽光の設置を考慮した一時転用で、約10㎡です。作付は梅の苗木を予定しております。4年ほど養成した後、●●●●●が営農するほかの農園へ移植して栽培を行います。こちらの●●●●●さんというのは、高崎にある農業法人となります。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく特に問題がないため、許可相当と判断いたしました。

なお、本件は荒廃農地を再生利用する場合に該当するため、期間は10年間となり、営農に関わる単収要件はありません。また、議案第2号1番から3番の区分地上権の設定については、番号1番から3番の営農型太陽光発電施設用地の一時転用が許可されたときに伴う設定のため、併せて許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、お願いいたします。

8番委員 引き続き、許可基準チェックリストに基づき調査した結果の4番を私から報告いたします。

番号4番の申請人は、全国的に太陽光発電事業を営んでおり、適地である申請地にCO<sub>2</sub>削減に寄与する自家消費型太陽光発電施設を設置したいとの申請です。

現地を確認したところ、申請地の東側は耕作されていない畑で、周囲は駐車場と宅地に囲まれており、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくようお願いいたします。以上です。

- 1 7 番委員 続きまして、番号5番と6番を私から報告させていただきます。  
番号5番については、一般住宅用地（既存集落）、番号6番、農家住宅用地（敷地拡張）の申請となります。  
周辺農地を確認したところ、農地への支障もなく特に問題ないと意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、お願いいたします。以上です。
- 議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から6番及び議案第2号番号1番から3番の農地法第3条の区分地上権について報告がありました  
が、ご意見、ご質問等ございますか。
- 9 番 委員 大分営農型太陽光を幅広くやると思うんですけども、実際、5条で  
申請の出ている面積は、支柱の部分だけなんでしょう。1番から3番  
までの実際の耕作面積はどのくらいですか。
- 事 務 局 今回、議案で出ています番号1番から3番、全体の農地の面積につい  
ては9,069㎡になります。
- 9 番 委員 かなりの面積ですね。参考に聞きたかったので、すみません。
- 議 長 ほかは大丈夫ですか。  
委 員 なし。  
議 長 それでは、採決いたします。  
番号1番から6番及び議案第2号番号1番から3番を許可とすること  
に賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番から6番及び議案第2号番号1番  
から3番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、番号7番から17番について、第2地区協議会の調査した  
意見結果を報告願います。
- 1 4 番委員 7番から10番まで報告させていただきます。  
7、8は、譲受人が同一です。現地調査をしたところ、譲受人の自宅の  
隣接地に駐車場を造るので申請が出ています。それと、道路の  
反対側の24㎡の土地も取得するという申請です。  
現地調査をしたところ、住宅地なので、周辺農地への影響がないので、  
許可相当と意見決定しました。

9番は、住宅地の隣接する土地に、自己の住宅を建設するものです。現地調査をしたところ、周りが住宅になっているので、周辺農地に影響がないので、許可相当と意見決定しました。

それと10番なんですけれども、前から何度か出ている●●●●●●の駐車場を造る予定の計画です。申請地は白地ということで、白地の1種農地は原則的に農地以外に転用は不許可ということらしいんですけども、特例がありまして、特例に該当するので、今回は許可相当ということになりました。ご審議をお願いいたします。

それと、ちょっと遅れるんですけども、この隣接地に関係している●●●●●●の駐車場予定地のいろいろ審議をいただいた3区画のところ、一時転用の許可があったところで、許可が下りてから6か月たっても現場事務所も建てないで、要するに土地を取得するために一時転用を行ったのではないかというおそれもあるので、●●●●●●のほうに計画書の提出を文書でお願いしましたら出てきまして、あと6か月経過したら運用を開始して、36分の12で、一時転用期間が3年しかないものですから、36か月のうちの24か月しかやらないで農地に復旧する計画書が出てきました。以上です。

### 3番 委員

11番について説明申し上げます。太陽光発電事業を営んでおり、申請地を取得し、太陽光発電事業を行いたいということでございます。続きまして、12番、13番、14番、同じ転用目的でございまして、借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建設したいということです。

14番は、先ほどの議案第4号2番と関連がありまして、説明したとおりでございます。

15番につきまして、太陽光発電事業を営んでおり、日照を十分得られる申請地を取得し、太陽光発電事業を行いたいということでございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

### 6番 委員

16番と17番についてご説明いたします。

これは譲受人が16番、17番とも同一ですので、一括してご説明いたします。

譲受人が倉庫業を進めるに当たりまして、駐車場と倉庫を建てるということでございます。16番が駐車場、17番が倉庫用地で、ここは農振の除外の許可を受けておりまして、今後、開発審査会で審査を受けるということになっておりますが、現地は国道50号沿いの土地でございまして、周りは住宅地、あるいは倉庫になっております。現地を見まし

たが、関係条項に照らして特段問題はないと思われまので、協議会では了解をしております。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。以上です。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号7番から17番について報告がありました  
ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号7番から17番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号7番から17番を許可とすることに決定  
いたします。

議 長 続きまして、番号18番について、第3地区協議会の調査した意見結果  
を報告願います。

2番委員 第3地区から説明します。

当該地は、三方が宅地に囲まれておりまして、一方は道路でございます  
ので、周辺の農地には全然支障がございませんので、地区協議会と  
いたしましては許可相当との結果になりましたので、再度のご審議を  
よろしくお願ひします。以上です。

議 長 ただいま、第3地区協議会より番号18番について報告がありましたが、  
ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号18番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号18番を許可とすることに決定いたしま  
す。

議 長 続きまして、番号19番について、第4地区協議会の調査した意見結果  
を報告願います。

15番委員 当地区協議会で協議した結果、周辺農地に支障もないため、許可相当  
といたしました。以後、審議をよろしくお願ひします。

- 議 長 ただいま、第4地区協議会より番号19番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号19番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号19番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、番号20番から30番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 19番委員 まず、20、21、22番が連続した土地の案件なので、一括でお答えします。  
22、21、22について、現地確認したところ、周りにはもう家も建っており、協議会としては、周辺農地には支障がないと判断いたしました。  
続いて、23番は、これまで譲受人が譲渡人の私有地を通り、土地を使用していたんですけども、今回、譲渡人の土地を買って土地を広げ、法人に貸与したいということで、現地確認したところ、協議会としては問題ないと判断いたしました。  
24番は、父より土地を譲り受け、自己の住宅を新築したいと。周りの農地は少ないですが、協議会としては許可相当といたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 7番委員 続きまして、25、26につきまして説明いたします。  
25、26番については、当該地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地確認をしたところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定をいたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 5番委員 続きまして、番号27番から30番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。  
番号27、29、30番については、一般住宅用地としての転用です。  
番号28番については、露天中古車置場用地としての転用です。  
現地確認をしたところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく願います。

- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号20番から30番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号20番から30番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号20番から30番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、番号31番から33番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号33番につきましては、議案第2号番号8番の農地法第3条の区分地上権についても併せて報告願います。
- 13番委員 31番から33番まで述べます。  
31番と32番については、譲受人の祖父の時代に鉄鋼業を始めました。今回父親が亡くなりまして、相続のため調査をしたところ内容が分かったということです。簡単に言いますと、農地法の許可も得ずに事務所及び資材置場、これが31番です。32番についても同じように資材置場ということで、違反転用状態だったことから、始末書を添えて是正、継続したいということです。  
それで31番については、長男が自分名義の土地を会社に、32番については、やはり同じように、これは次男なんですけれども、自分と兄の共有名義の土地を会社にというふうなことで、賃貸借という形で両方とも継続利用したいということです。  
それから、議案第5号33番については、議案第2号8番との関連でありまして、これはお父さんが息子の協力を得てということで、区分地上権の設定、それから、継続して営農型の太陽光発電を行うということで、この場合は、使用貸借という形で行うそうです。営農型のほうは、しっかり農業経営を日陰の状態で行っていますので、何ら支障なく問題ないと思います。以上です。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号31番から33番及び議案第2号番号8番の農地法第3条の区分地上権について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

- 7 番 委員                    ちょっと確認で、勉強不足なんですけれども、この前もちょっと話に出ましたように、前から、知らずに農地を宅地として使っていた、それが違反と分かったのでは是正する申請が何件かあって、今回もそういう始末書を添えて出てきたので許可相当と、それはそれでいいですよ。ただ、分からないので、ちょっと聞きたいのは、また金の話で申し訳ないんだけど、そういうときの税金というのは遡ってみんな徴収しているわけですか、あるいは、遡って徴収できないんだったら、悪く言えば、最初からそれを見込んで、後で分かったときに始末書を一筆書いて出せば、そのほうがいいと考えることもあるわけでしょう。
- 事 務 局                    7番委員から質問の課税についてなんですけれども、ケース・バイ・ケースといたしますか、農地転用の是正の申請をする以前から、現況をもって農地以外の課税がされている場合もありますし、農地の課税で今までできていたものについては、この追認の許可を受けることによって、その時点から農地以外の課税になるということもあります。一概に、いつからというのはないんですけれども、筆によって状況が変わってくるかと思われれます。
- 7 番 委員                    悪く考えれば、知っていれば、今後そういうふうにして、気がついたときに修正して一筆書けば済むのなら、誰だってそうしますよね。あと1つは、逆に現地が農地であるのに、今まで宅地で課税されてきた場合は、農地と判明しても遡って税金を下げたりしないんでしょう。
- 事 務 局                    毎年、固定資産税を課税するときは、通知をお出ししておりますので、そこでご確認をいただくような形になっているかと思えます。
- 7 番 委員                    だって、通知を出していたってこんなに是正の案件があるでしょう。
- 事 務 局                    通知内容を、各所有者の方にご確認いただいて、それで資産税課のほうで課税をしているというような形になっているかと思えます。
- 1 3 番 委員                    7番委員のご不信な点は、分かっているやっっている場合についてですよ。今回は祖父母から父に相続されて、さらに本人たちが引き継いだということで、違反について全然知らなかったというんですよ。だから、そういう場合ではなくて、最初から分かりながらずっと違反していたような案件はどうなんだと。
- 事 務 局                    資産税課のほうで逐次現況の確認はしていると思えます。そこで地目と現況が違ったとしても、実際にどういうふうに使われているかというので、課税はされているかと思えます。
- 7 番 委員                    いいですよ。分かった時点から課税しているということで、それ以上答えようがないものね。

- 議 長 それでは、採決いたします。  
番号31番から33番及び議案第2号8番について許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号31番から33番及び議案第2号番号8番について許可とすることに決定いたします。  
なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。  
また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。
- 議 長 続いて、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画(案)が会長宛てに提出されたので、決定を求めます。  
市長部局の農業政策課より、一括提案をお願いいたします。
- 農業政策課 それでは、お手元の資料、農用地利用配分計画(案)に基づき提案させていただきます。  
こちらは公益財団法人群馬県農業公社が借り受けており、未転貸の農地について、新たな借り手が見つかり、そのマッチングを行ったものをまとめたものになります。このような農業公社が借り受けている農地において、新たな借り手が見つかった場合には、今回のような随時の計画として提案させていただくことになります。  
この配分計画については、農業公社から依頼を受け、市で案の作成を行います。農業委員会の意見を聞くものとされていることから、今回、農業委員の皆様にご意見をお伺いするものです。  
皆様には、今回の配分計画(案)に基づき、農業公社が担い手農家へ農地を貸し付けた場合に、①貸付け後において、周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響があるか。②全ての農用地について、適切に耕作し、必要な農作業に常時従事する見込みがあるか。③借受希望者への農地貸付は適当と認められるかについてお伺いいたします。  
件数は4筆、3,932㎡となっております。

以上が提案の説明となります。  
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

- 議 長 ただいま、担当より提案がございましたが、この案件についてご意見、  
委員 ご質問等ございますか。  
議 長 なし。  
ご意見、ご質問等もないようですので、農用地利用配分計画（案）に対  
する意見については、1. 「貸付け後において周辺の農用地の農業上の  
利用に及ぼすことが見込まれる影響があるか」については「ない」と  
し、2. 「全ての農用地について、適切に耕作し、必要な農作業に常時  
従事する見込みがあるか」については「ある」とし、3. 「借受希望者  
への農地貸付は適当と認められるか」については「適当と認める」とし  
て意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。  
（挙手 全員）
- 議 長 全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に意見書を提出し  
たいと思います。
- 議 長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は、先月農業会議  
に意見聴取した11月分の許可証の取り扱いにかかわる太田市農業委  
員会会長専決規定第3条によるものでございます。  
太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証  
交付の取り扱いをいたしましたので、報告いたします。
- 議 長 続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いします。
- 事 務 局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に  
ついて、7件提出されております。  
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に  
ついて、28件提出されております。  
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、9件  
提出されております。  
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出  
について、24件提出されております。  
それぞれの内容につきましては、記載のとおりです。  
以上、報告させていただきます。

議 長 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。  
委 員 なし。  
議 長 質問等もないようですので、続きまして、協議事項、令和4年度太田市  
優良農業者表彰候補者及び太田市農業後継者報奨候補者の推薦依頼が  
会長宛てにあったので、決定を求めます。  
事務局より提案をお願いいたします。

事 務 局 提案させていただきます。  
太田市長より、太田市優良農業者表彰候補者及び太田市農業後継者報  
奨候補者の推薦依頼があったため、委員の皆さんのご協力をいただき  
まして、候補者の取りまとめをさせていただきました。  
別紙の一覧を御覧いただきたいと思えます。優良農業者が3地区から  
4名、農業後継者が2地区から2名の候補者を挙げていただきました  
ので、太田市長へ推薦してよろしいか、ご協議をお願いします。以上と  
なります。

議 長 ただいま、事務局より提案がありました令和4年度太田市優良農業者  
表彰候補者及び太田市農業後継者報奨候補者の推薦について、ご意見、  
委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、事務局の提案のとおり決定し、  
市長へ提出いたします。

議 長 以上で第29回定例総会を終了します。  
長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 令和4年12月8日（木） 午後2時51分